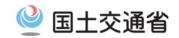
資料6

旅客特定車両停留施設の 道路移動等円滑化基準(案) ーソフト基準-

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準の整理



- 〇旅客特定車両停留施設のうち、以下に該当する設備・構造については、障害者等の円滑な施設利用の支障とならないよう、役務提供に関する基準(ソフト基準)の規定が必要
 - ・人的対応を行うことを前提とする設備、又は人的対応を行うことによって適用除外となる設備
 - ・設置するだけではなく、継続して機能を維持しなければならない設備
- ○「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」(座長:秋山哲男 中央大学教授)において検討中の、公共交通機関の旅客施設のソフト基準と同等とする

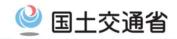
【ソフト基準の規定が必要な設備・構造】

人的対応が必要な設備

継続して機能を維持しなければならない設備

- ①旅客が利用するために職員等による操作が必要な設備・構造
- ②職員等が求めに応じてすることが必要な設備
- ③職員等の配置をもって適用除外とされる設備
- 4)運行情報提供設備
- ⑤照明設備
- ⑥音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(案)(1/6)



ハード基準

①旅客が利用するために職員等による操作が必要な設備・構造

【対象】

- ・通路に設置するエレベーター、エスカレーター等
- •乗降場

【該当する基準例】

<u>(通路)</u>

通路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

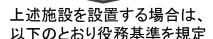
(乗降場)

旅客特定車両停留施設の乗降場は、当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に<u>車椅子使用者が円滑に乗降できる構</u> 造のものであること。

ソフト基準(案)

【課題】

段差解消のために設置されたエスカレーターや、 車椅子使用者の円滑な利用のために必要な施設・ 構造(例:階段昇降機)などにおいては、<u>職員等による安全確認や昇降の操作、設置等が必要なものが</u> ある。



【基準(案)】

(通路)

<u>車椅子使用者が通行するために必要な役務の</u> 提供を行うこと。

<u>(乗降場)</u>

車椅子使用者が乗降するために必要な役務を 提供すること。

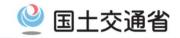


階段昇降機 出典:京都府HP



リフト付きバス 出典:日本バス協会HP

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(案)(2/6)



ハード基準

②職員等が求めに応じて対応することが必要な設備

【対象】

・乗車券等販売所、待合所及び案内所

【該当する基準例】

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。) は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設け るものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を 当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

ソフト基準(案)

【課題】

車椅子使用者や聴覚障害者と職員等が円滑に意思疎通を図るため、求めに応じて、<u>職員等は必要な</u> 役務を提供する必要がある。

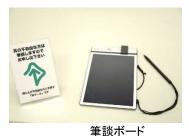


以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

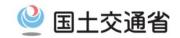
(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

乗車券等販売所又は案内所においては、<u>聴覚障</u> 害者からの求めに応じ、文字により意思疎通を 図ること。



単設ホート 出典::新宿高速バスターミナル(株)

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(案)(3/6)



ハード基準

ソフト基準(案)

③職員等の配置をもって適用除外とされる設備

【対象】

- ・視覚障害者誘導用ブロック
- ・乗車券等販売所、待合所及び案内所
- 券売機

【該当する基準例】

(視覚障害者誘導用ブロック)

旅客特定車両停留施設の視覚障害者誘導用ブロックが敷設され た通路と乗降口に設ける操作盤、便所の出入口及び乗車券等販 売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者 誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘 導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該 二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上 の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

- ① カウンターを設ける場合は、そのうちー以上は、車椅子使用者の 円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者 が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、こ の限りでない。
- ② 前規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

(券売機)

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。 ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置さ れている場合は、この限りでない。

【課題】

視覚障害者誘導用ブロック等において、職員等の 配置をもって適用除外としている規定があることから、 職員等の誘導等が適切に実施される必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(視覚障害者誘導用ブロック)

職員等は、当該二以上の設備間の誘導を適切に 実施すること。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

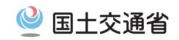
- ① 乗車券等販売所では、車椅子使用者からの求めに 応じ、カウンターの前に出て対応すること。
- ② ①の規定は、待合所及び案内所において、準用する。

(券売機)

高齢者、障害者等の求めに応じ、乗車券等の販売 を行うこと。



旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(案)(4/6)



ハード基準

ソフト基準(案)

4運行情報提供設備

【対象】

•運行情報提供設備

【該当する基準例】

(運行情報提供設備)

旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

⑤照明設備

【対象】

•照明施設

【該当する基準例】

(照明施設)

乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

【課題】

運行情報提供設備は、設置するだけではなく、<u>文字等による表示および音声による提供を継続して実施する</u>必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(運行情報提供設備)

<u>車両等の運行に関する情報を文字等及び音声により提供すること。</u>

【課題】

照明施設は、設置するだけではなく、<u>継続して機能を</u> 維持する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

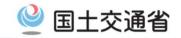
(通路)

照明施設の照度を確保すること。

(階段)

照明施設の照度を確保すること。

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(案)(5/6)



ハード基準

⑥-1音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

【対象】

・エレベーター

【該当する基準例】

(エレベーター)

- ①かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- ②停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、 **到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設 けること**。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置 が設けられている場合においては、この限りでない。

ソフト基準(案)

【課題】

エレベーターの音声による情報提供設備は、設置するだけではなく、継続して機能を維持する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(エレベーター)

- ① <u>かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入</u> <u>口の戸の閉鎖に関する情報を音声により提供する</u> こと。
- ② 開閉するかごの出入口に関する情報を音声により 提供すること。
- ③ <u>到着するかごの昇降方向に関する情報を音声により提供すること。</u>



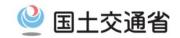
1階です。

扉が閉まります。

上に参ります。

音声案内のイメージ (エレベーター)

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(案)(6/6)



ハード基準

⑥-2音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

【対象】

- ・エスカレーター
- ・視覚障害者誘導用ブロック
- *案内標識
- 便所

【該当する基準例】

(エスカレーター)

旅客特定車両停留施設のエスカレーターには、<u>当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備</u>を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

視覚障害者誘導用ブロックには、<u>視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視</u> 覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(案内標識)

公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

<u>(便所)</u>

障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区 別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に 示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

ソフト基準(案)

【課題】※再掲

エスカレーター、その他必要な箇所における音声による情報提供設備は、設置するだけではなく、<u>継続して機能を維持する必要</u>がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(エスカレーター)

<u>当該エスカレーターの行き先及び昇降方向に関する情報を音声により提供すること</u>。

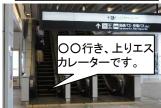
(視覚障害者誘導用ブロック)

経路に関する情報を音声より提供すること。

(移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内) 旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置 に関する情報を音その他の方法により提供すること。

<u>(便所)</u>

男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限 る。)並びに便所の構造に関する情報を音その他の方 法により提供すること。



音声案内のイメージ (エスカレーター)



音声案内のイメージ (便所)